No.	区分	条例案番号	条例案内容	意見の要旨	千代田区の考え方
1	在勤者	1	目的	住宅宿泊事業法の施行条例であるとともに、これに対して横出し的に独自の必要事項を 規定する方針は適切である。	評価いたださめりかとつこといます。
2	在勤者		事業者の責務	自治体によっては、これを訓示規定・努力義務とするところがあるが、「ねばならない」と義 務的に規定するべきである。	
3	在勤者	6	住宅宿泊事業の実施の制限(法 18条に基づく規定)	単純に用途地区ではなく、実際の状況に即してきめ細かくゾーニングをして、規制の内容 配慮しているのは適切である。	評価いただきありがとうございます。
4	在勤者		届出住宅の構造設備の基準	この義務づけの遵守確保は、法15条命令により行うのか。	この義務付けは、法の趣旨を踏まえた区の考え方によるものです。よって、第24の業務改善命令によるものと考えます。
5	在勤者	8	宿泊者の衛生の確保に必要な措 置の基準	この義務づけの遵守確保は、法15条命令により行うのか。	この義務付けは、法の趣旨を踏まえた区の考え方によるものです。よって、第24の業務改善命令によるものと考えます。
6	在勤者	9	廃棄物の適正処理	この義務づけの遵守確保は、法15条命令により行うのか。	廃棄物の適正処理については、住宅宿泊事業法で定めたものがありません。 住宅宿泊事業により排出される廃棄物は「千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づき、産業廃棄物 及び事業系一般廃棄物として適正な処理を行わなければなりません。指導や罰則についても同条例に基づき、所管の部 署で行うものです。 住宅宿泊事業の担当部署では、それらが担保できているか否かを、廃棄物処理委託契約書や廃棄物計画等で確認する 予定です。
7	在勤者	9	廃棄物の適正処理	住宅宿泊事業から排出される廃棄物は、産業廃棄物および事業系一般廃棄物であるところ、その量が必ずしも多量でないことから、通常の一般廃棄物収集ステーションに排出される懸念がある。少量であれば見逃されるという性質のものではないから、事業開始一定期間経過後は、処理契約書の写しの提出を求めて、適正処理体制が構築されていることを確認すべきではないか。	同上
8	在勤者	10	管理者の常駐等	この義務づけの遵守確保は、法15条命令により行うのか。	ここに規定する常駐又は駆け付け要件は、法の趣旨を踏まえた区の考え方によるものです。よって、第24の業務改善命令によるものと考えます。
9	在勤者	13	標識の設置場所	この義務づけの遵守確保は、法15条命令により行うのか。	法第13条の規定による「公衆の見やすい位置」を詳細に定めたルールです。よって、義務付けの遵守確保は法第15条 の改善命令によって行う予定です。
10	在勤者	16	宿泊者の募集時における告知	この義務づけの遵守確保は、法15条命令により行うのか。	法には無い、宿泊者の利便性向上のためのルールなので、義務付けの遵守確保は条例で定める業務改善命令により行います。
11	在勤者	19	宿泊者に対する重要事項の掲示	この義務づけの遵守確保は、法15条命令により行うのか。	第24の業務改善命令によるものと考えます。
12	在勤者	20	苦情等記録の保存	この義務づけの遵守確保は、法15条命令により行うのか。	法第10条の苦情等への対応が適正に為されているかを確認する目的で定めたルールです。よって、義務付けの遵守確保は法第15条の改善命令によって行う予定です。
13	在勤者	21	定期報告	この義務づけの遵守確保は、法15条命令により行うのか。	この義務付けは、法の趣旨を踏まえた区の考え方によるものです。よって、第24の業務改善命令によるものと考えます。
14	在勤者	23	指導·勧告等	法は指導・勧告を規定しないが、この規定は、法15条命令に必要的に前置するという趣旨か。業務改善命令の説明をみるとそのようにみえるが、必要的前置とするのでは、権限の的確な行使に支障が生ずるおそれがある。	
15	在勤者	23	指導·勧告等	実務的には行政指導が先行するとしても、それは裁量的なものとすべきであり、これを経ないと命令が出せないとするのは、法が与えた権限の迅速な行使を阻害するおそれがあり違法ではないか。行政指導に従わないことを命令発出の要件とするべきではない。	条例違反に対する業務改善命令を規定しています。法令違反に係る場合は必要に応じ、直ちに命令することもあります。 なお、ご意見を踏まえ、条文の規定の仕方を再考します。
16	在勤者	24	業務改善命令	住宅宿泊事業には、ゾーニング以外の事前規制が実質的に効かないため、法15条命令の内容が、事実上の規制基準となる。そこで、行政手続法12条を踏まえて、処分基準を策定し、公表は裁量的であるが、その主要なものを公表すべきではないか。あるいは、それを条例に規定する方法もある。それにより、千代田区ルールをより明確にでき、実質的な事前規制が実現できる。	貴重なご意見として承り、今後検討します。
17	在住者	0	全体的に	素案は妥当。加えて管理が難しい民泊が広がらないようにするためホテルなどの既存の宿泊施設の供給増加を誘導すべきである。人口密集区域の主要道路沿いの商業地区の再開発事業などで地権者以外の住宅を供給するものがあるが、これらは潜在的な民泊供給源であるから、住宅に替えてホテルに誘導すべきである。	本条例に規定すべき対象とは異なるご意見と考えますが、宿泊需要の増大に対応した土地利用の在り方に関するご意見として承ります。
18	在住者	11	周辺住民等への説明会等の実施	前提として、共用部の使用や夜間の騒音などの問題などを考えると集合住宅においては 導入をかなり慎重に行う必要があると感じている。ここが明確でなければ住民からの苦情 が増え、指導に多大な時間を割くことになりかねない。 『周辺住民』とは具体的にどこまでを指すのか?集合住宅の場合、共用部の使用などにつ いて問題が発生しうるため、全戸を対象とすべき。	届出住宅の敷地から10メートル以内の建築物(当該届出住宅と同一の建築物を含む。)の所有者(事業者を含む。)又は居住者を考えています。対象となる建物が集合住宅の場合は、その全戸が周知の対象と考えております。
19	在住者	11	周辺住民等への説明会等の実施	『同意を得るよう努めなければなりません』とは具体的にどこまで行わせる想定か? 努めれば同意を得られなくても良し、とも解釈できるが、確実に後から苦情の問題が発生 するだけのため、同意を得るということがどういうことか明確にすべき。例えば知らぬ間に 説明会が行われ、参加していなかったことを以て同意したと見なされた、などの問題も容 易に発生しうる。	運営者が適正な運営計画を立て、責任のある管理体制を取ったうえで住宅宿泊事業を行うことを周知し、誠意をもって周辺住民の理解を得るよう説明責任を尽くすことを義務付けるルールです。また、同意が得られないことで、住宅宿泊事業が出来ないとするのは法的に困難です。
				I .	I .

No.	区分	条例案番号	条例案内容	意見の要旨	千代田区の考え方
20	在住者	0	全体的に	居住することを目的とした分譲マンションにおいて、宿泊目的で日々、旅行者が出入りすることを容認する民泊が、マンションで生活する者の良好な居住環境を阻害することはご承知の通りです。とりわけ家主不在型民泊は、民泊を賛美する一つになっている「おもてなし」とは無縁の、体のよい宿泊ビジネスでしかなく、住宅宿泊事業法施行後のトラブルが容易に予見できます。	ご意見のとおり、家主不在型の民泊においては多くの問題を有しているため、千代田区では基本を家主居住型と管理者
21	在住者	6	住宅宿泊事業の実施の制限(法 18条に基づく規定)	条例案は人口が密集する区域を定め、家主不在型を全日不可とした点は区内のマンション居住者の不安を解消する点で有効であり、千代田区独自の条例として制定いただけることは高く評価できます。住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)では家主不在型は「住宅宿泊管理業者への委託義務等により適正な運営の確保が図られていることから、家主不在型を区分して行う事業の制限は適切ではない」とされていますが、常に監視できる立場の家主がいない場合において居住者が感じる不安や不審感の解消にはならず、居住環境を維持するうえでは不十分であり、ガイドラインの考え方は、現実の民泊の問題の本質を理解しないで策定したものと言っても過言ではありません。マンション居住環境維持を真摯に捉え、居住者に寄り添うことを主旨とした千代田区独自の条例案について原案通りの制定を希望します。	ご意見のとおり、千代田区独自の条例案での制定を予定しております。
22	在住者	10	管理者の常駐等	「管理者駆け付け型」の管理の実効性を担保するための措置を強く要望します。具体的に言えば、「管理者駆け付け型」とは管理者が敷地外に存在することから、マンション居住者からの苦情等に対して速やかな対応ができるか否かがポイントになります。既に公表されている京都市の駆け付け要件の様に「10分以内」という厳格な基準にするべきであり、それができない場合には事業は認めないスタンスを取るべきものと考えます。	ご意見のとおり、管理者駆けつけ型の要件については、京都市の案である10分以内800mの範囲内に管理者を常駐させることを検討中です。
23	在住者	24	業務改善命令	事業の円滑な運営を確保するのに必要があるときは指導・勧告、業務改善命令ができるとの規定があり、違反者の公表という規定もあります。他にも改正旅館業違法や住宅宿泊事業法で罰則があることも承知しています。しかし、ガイドラインでの条例による制限に違反した場合について、「住宅宿泊事業法の罰則はできず、条例において定める必要がある。」とされる点も踏まえ、適正な駆け付け管理ができない場面なども考慮し、適正な管理の実効性を高めるための罰則(罰金または過料)を付加するべきものと考えます。	法第18条に基づき制定した条例に違反した場合は、法15条に定める改善命令を適用することができると考えます。条例 独自の規制に違反した場合の罰則規定(罰金等)は現状においてありません。今後検討します。
24	在住者	0	全体的に	他区のマンションで違法民泊事業者に対して、違法民泊を止める様に申し入れしたことがありました。その際に違法民泊事業者から宿泊しているのは「トモダチ」と主張され、違法民泊事業を認めようとしなかった事実があります。こうした民泊に関連して困惑した経験を有する者にとって、良好な居住環境を守っていくには、性善説では限界があり、明確な罰則をもって臨む必要があると考える次第です。 これからもマンション居住者に寄り添った区政運営を進めていただけるよう重ねてお願いいたします。	千代田区としては違法民泊を旅館業法違反として厳しく取り締まる方針です。ご意見にあるような悪質な業者に対しては、警察と連携して取り締まりを行っていく必要があると考えます。
25	在住者	9	廃棄物の適正処理	定期報告で「清掃について」とあったので、「事業系廃棄物」のシール等の購入(や使用状況)もチェックしてほしい。普通の住宅と混ざって無料でゴミを出されては困るし、分別されないまま出されても困るし、粗大ごみをそのまま放置されても困る。	ご意見のとおり、事業系廃棄物として適正に処理が為されているかを定期報告で確認することを考えております。
26	在住者	6	住宅宿泊事業の実施の制限(法 18条に基づく規定)	具体的な距離を入れたい。以下の全文を挿入。 (例)→学校等の住所から半径2キロメートル以内についてを指す。	ご意見のとおり、具体的な距離を条文に定める予定です。旅館業法での規定を参考とし、おおむね100mを検討中です。
27	在住者	6	住宅宿泊事業の実施の制限(法 18条に基づく規定)	それぞれの型の定義をある程度行う。以下の全文を挿入。 (例)→家主居住型とは、同一の生活空間を有する必要があること。 (例)→管理者常駐型とは、同一の敷地内、又は同一の集合住宅内に居住していること。 (例)→管理者駆けつけ型とは、宿泊者の宿泊場所から半径500メートル以内に管理者がいること。 また、外部委託の場合は、その旨を周辺住民に周知する必要がある。	ご意見のとおり、具体的な定義が必要と考えております。家主居住型については施行令第9条を参考に、自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が、同一の建築物内若しくは敷地内にある時または隣接しているときと定義します。管理者常駐型についても前述と同様の場所に管理者が常駐させることを定義します。管理者駆けつけ型は、10分以内半径800m以内に常駐とすることを検討中です。また、管理者常駐型・管理者駆けつけ型の区分に関係なく、家主不在型の場合は、委託先の住宅宿泊管理業の名称と登録番号、緊急時連絡先を標識にて掲示することが法で義務付けられています。
28	在住者	11	周辺住民等への説明会等の実施	具体的な回数を入れたい。「」内を挿入。 (例)→ ~周辺住民に対して、「5回以上の」説明会等により周知しなければなりません。 ~	周知については、回数による規定は考えておりません。また、説明会以外にも、戸別訪問や書面の配布、掲示等の社会 通念上周知に足ると考えられる行為を検討中です。
29	在住者	11	周辺住民等への説明会等の実施	集合住宅の場合の特記事項を入れたい。以下の全文を挿入。 (例)→特に集合住宅の場合、居住者(オーナー含む)の7割以上の同意が必要。	法律では、区分所有者のいる集合住宅で民泊を行う場合は、管理規約にて民泊を禁止する意思が無いと記載されている 必要があります。また、管理規約が無い場合は、管理組合に民泊を禁止する意思が無いことが条件となります。集合住 宅で民泊を認めない場合は、管理規約にて民泊を禁止するよう定めなければなりません。 賃貸マンションにおいては民泊を行う場合は、所有者が民泊を行うことを承諾した証明書が必要となります。
30	在住者	16	宿泊者の募集時における告知	集合住宅の場合の特記事項を入れたい。以下の全文を挿入。 (例)→特に集合住宅の場合、宿泊者を募集したこと、及び宿泊者が何名、いつ宿泊するのかを、掲示板や回覧板等を用い、事前に周知すること。	現在の条例案では、宿泊者に対しての届出住宅の情報告知義務がありますが、集合住宅の他の住民に対しての告知義務は考えておりません。それについては、民泊を禁止する意思のない集合住宅での管理規約等でご検討ください。賃貸マンションにおいては、所有者と賃借人との契約が主となるため、個別にご検討ください。

No.	区分	条例案番号	条例案内容	意見の要旨	千代田区の考え方
31	在住者	25	違反者の公表	罰則規定等を追加したい。小見出しの変更も含む。 (例)→25 違反者の公表「等」(「等」を挿入) (例)→法律や条例の規定による命令に違反した住宅宿泊事業者については、違反した疑いのある日を起算日として、その日から5年間、宿泊者の募集及び、宿泊者を宿泊させることができない。	法令に違反した場合の罰則規定はありますが、条例独自の規制に違反した場合の罰則規定はありません。今後検討します。
32	在住者	6	住宅宿泊事業の実施の制限(法 18条に基づく規定)	区域の区分について、「千代田区内の学校情報」に幼稚園が含まれているいっぽうで、区内の認定こども園が含まれていません。東京都福祉保健局(*1)によれば認定こども園は「教育と保育の両方の機能を提供する」と位置づけられており、この位置づけは認定こども園のタイプ(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)によって変わるものではないと考えます。実際に千代田区ホームページにおいても、認定こども園の短時間クラスの入園児募集に関するページは「子育で・教育」の「幼稚園」の下に存在しています(*2)。また、千代田区議会においても、平成28年12月9日の子育て文教委員会において、幼稚園の需要増加に対して「幼稚園のほうですが、代表質問の中でもございましたとおり、もしこちのほうをふやしていくとなりますと、やはり保育所型の認定こども園の設置といったところがまず一つ大きなものになる」と回答している(*3)ように、幼稚園需要の増加に対して認定こども園の短時間クラスを供給する方針が示されています。この方針と、条例素案で認定こども園を幼稚園相当とせずに認定こども園の周辺地域を学校周辺と区分しないことは、一貫性に欠け、また幼児の教育環境を従来より低下させるものと考えます。ここ1年の間に、幼稚園需要増加に対しては認定こども園で応えることはできず幼稚園の増設で応える方向とするといった方針転換が行われているのでしょうか。従来通りの方針から変えていないならば、今回の条例においても、認定こども園は幼稚園と同等に扱い、環境維持や防犯のための住宅宿泊事業制限を幼稚園周辺同様に行うのがよいと考えます。	ご意見のとおり、認定こども園は小中学校等に含めることといたします。
33	在住者	6	住宅宿泊事業の実施の制限(法 18条に基づく規定)	区域の区分について、例えば中央区立泰明小学校からおよそ100メートルの区域が千代田区内にも存在します。区ごとに条例の内容は異なり千代田区と中央区で制限の仕方も異なるかと思いますが、千代田区として自分の区の学校の環境維持や防犯のために住宅宿泊事業制限を行う以上は、隣接区の学校の環境維持や防犯のための住宅宿泊事業制限についても千代田区内については同様に実施するのがよいと考えます。	条例の対象となる事務の範囲の課題として、今後検討します。
34	利害関係 者	6	住宅宿泊事業の実施の制限(法 18条に基づく規定)	制限区域について ①文教地区②幼稚園小中学校等③人口密集区域でも出来る限り民泊の営業が認められるようにすべきである。	法第18条では、「住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するために必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。」と規定されています。 ①文教地区:学校その他の教育文化施設に係る環境の保護又は住宅地の良好な文教的環境の保護を目的としており、住民が平穏良好な住環境を求めて居住しているという意識が強いと考えられるため、日曜正午から金曜正午の制限としました。 ②幼稚園小中学校周辺:静謐な環境の維持及び防犯の観点が必要な地域であり、教育的環境の保護と通学時の安全確保の目的から日曜正午から金曜正午の営業を制限します。 ③人口密集区域:千代田区は他の自治体と比べても共同住宅に住まう住人が多く、また住宅が密集していることから、民泊により生じるゴミや騒音等が、周辺住民に多大な影響を与えます。そこで、民泊に家主又は管理者が常駐することで、宿泊者の起こす問題を最小限に抑えることを必須として、営業の制限を行わないこととしました。
35	利害関係 者	6	住宅宿泊事業の実施の制限(法 18条に基づく規定)	制限期間について 民泊の実施形態によって日曜正午から金曜正午の期間が制限されているが、合法的な業 者であれば期間制限の対象とせず、広く営業できるよう認めるべきである。	周辺住民の生活環境の悪化を防止するため、苦情対応が直ちにできない家主不在又は管理者不在の場合について一 定の制限をかけています。家主居住又は管理者常駐の場合は、一部の区域を除き、制限をかけていません。
36	利害関係 者	0	全体的に	①届出住宅の構造設備基準②宿泊者の衛生の確保に必要な措置の基準ならびに廃棄物の適正処理③管理者の常駐④周辺住民等への説明会等の実施⑤苦情等記録の保存 民泊の営業を過度に制約することにつながらないよう、事業者への十分な配慮をもって運用されるべき。過度の規制はヤミ民泊の助長につながりかねない。	条例で定めているルールは、宿泊者の安全・安心の確保と周辺住民の安全で快適な生活環境の維持を図るための最低限の規制としております。千代田区の地域特性を考えた上でも必要な規制と考えております。
37	在勤者	6	住宅宿泊事業の実施の制限(法 18条に基づく規定)	住宅宿泊事業法18条に基づく住宅宿泊事業の実施制限について 文教地区であることのみを理由とした規制は許されない	ガイドラインには、法施行令第1条第2号に規定する「土地利用の状況その他の事情」として、「文教施設が立地していること」を挙げています。そのうえで、一律に規制することなく、家主居住、管理者常駐の場合は、一定の期間事業をすることができるようにしています。
38	在勤者	6	住宅宿泊事業の実施の制限(法 18条に基づく規定)	「ホテル・旅館」と住宅宿泊事業は受ける規制が異なるため、同じ立地規制を適用すべき ではない	ホテル・旅館と住宅宿泊事業は法律は異なりますが、「宿泊させる」行為は同じです。それは住宅宿泊事業法第6条の宿泊者の安全確保において、消防や建築に係る規定が設けられていることからも明らかです。 観光旅客という不特定多数が、地域住民の生活圏に夜間の時間帯に滞在するため、周辺住民の生活環境を守るための制限を設けました。

No.	区分	条例案番号	条例案内容	意見の要旨	十代田区の考え方
39	在勤者	6	住宅宿泊事業の実施の制限(法 18条に基づく規定)	学校等の教育施設周辺において住宅宿泊事業の実施を制限する際も、個別に住宅宿泊事業に起因して生活環境の悪化が生じるか否かを判断せずに一律に住宅宿泊事業の実施を制限するのは許されない	単に学校等の近隣地域を規制しているわけではなく、家主居住又は管理者常駐以外の場合において、生活環境が悪化 するおそれがあると考えています。
40	在勤者	6	住宅宿泊事業の実施の制限(法 18条に基づく規定)	特定の区域において住宅宿泊事業の実施可能期間を0日とする規制は、住宅宿泊事業法 18条に基づく法律規定条例としては違法である	法の趣旨に鑑み、事業を類型化したうえで制限を行っています。いわゆる「O日規制」はかけていません。
41	在勤者	6	住宅宿泊事業の実施の制限(法 18条に基づく規定)	長期滞在者への宿泊サービス提供が困難となる規制や、年間の大半が制限の対象となる本件条例案の規制は、住宅宿泊事業法18条に基づく法律規定条例としては違法・無効である	一律に規制をかけるのではなく、特定の区域について必要な制限をかけています。
42	在勤者	6	住宅宿泊事業の実施の制限(法 18条に基づく規定)	人口密集区域において平日の住宅宿泊事業を禁止することは、営業の自由を侵害すると 考えられる	人口が密集している区域は、基本的に180日可能としています。ただ、管理者駆けつけ型の場合は、騒音、公衆衛生等の住環境の悪化の恐れから、宿泊需要が見込まれる週末を除き制限をかけたものです。
43	在勤者	7	届出住宅の構造設備の基準	構造設備要件の加重が過剰な負担とならないよう留意すべきである	ご意見として承ります。素案の基準は、宿泊者が安心して施設を利用するための、通常必要と認められるものと考えています。
44	在勤者	10	管理者の常駐等	住宅宿泊管理業者に対する管理者の届出住宅への常駐又は近隣への駐在の義務づけ (いわゆる「駆けつけ要件」)については、駐在すべき範囲をガイドラインの基準よりも狭く 設定すべきではない	事業の実施にあたっては、法の趣旨を尊重しつつも、地域住民の理解も不可欠と考えています。苦情対応については、 苦情が起きてからの処理は当然としても、これを未然に防ぐことこそが肝要かと思います。仮に苦情が発生しても、直ちに 対応できることが、法制度に対する地域住民の理解につながるのではと考えます。貴重なご意見として承り、今後検討し ていきます。
45	在勤者	11	周辺住民等への説明会等の実施	周辺住民等への説明会等の実施義務について 周辺住民等への説明会等の実施を届出要件とすることは許されない	現時点で、届出要件としておりませんが、地域住民との関係において必要なものと考えております。
46	在勤者	11	周辺住民等への説明会等の実施	周辺住民等への説明会等実施義務を住宅宿泊事業者に対して賦課することは、営業の 自由を侵害する	現時点で届出要件としておりません。また、説明会は一つの手法であり、他の周知方法もある中で、この規定が営業の自由を制限する過剰な規制になるとは考えていません。
47	在勤者	11	周辺住民等への説明会等の実施	周辺住民等への説明会等実施義務の賦課に当たっては、プライバシー権を侵害しないよう留意する必要がある	事業を営む個人の当該事業に係る情報に関する取扱い等に留意しつつ、今後検討していきます。
48	在勤者	11	周辺住民等への説明会等の実施	「周辺住民等」の範囲を明確にするとともに、住宅宿泊事業者にとって過大な負担とならないように配慮すべきである	現状では、届出住宅の敷地から10メートル以内の建築物(当該届出住宅と同一の建築物を含む。)の所有者(事業者を含む。)又は居住者を考えております。
49	在勤者	12	届出の際の添付書類	届出の際の添付書類を追加・変更することは許されない	法の規定を担保する目的での添付書類については届出の要件として扱いますが、条例の規定による添付書類は届出の 要件ではないと考えております。
50	在勤者	15	届出住宅の公表	事業者情報の公表は許されない	事業を営む個人の当該事業に係る情報に関する取扱い等に留意しつつ、今後検討していきます。
51	在勤者	15	届出住宅の公表	住宅宿泊事業者に対して、当該事業者の情報を広く公衆に対して公開することを義務づけることは、不必要かつプライバシー侵害の懸念もあり許されない	ご意見のとおり、プライバシーの確保を念頭においてのルール作りを行いたいと考えます。
52	在勤者	17	宿泊者の本人確認	宿泊者の本人確認は、対面に準じる方法によっても認められるべき	国からも、住宅宿泊事業法における宿泊者名簿の記載等の徹底に関する通知があり、引き続き適切な方法について検討していきます。
53	在勤者	20	苦情等記録の保存	住宅宿泊事業者への清掃記録及び苦情対応記録の作成・保存義務の賦課について 住宅宿泊事業者への苦情対応記録の作成・保存義務の賦課は、住宅宿泊事業法で敢え て課されなかった義務を課すもので、過剰な規制であり許されない	法第10条の苦情等への対応が適正に為されているかを確認する目的で定めたルールです。
54	在勤者	20	苦情等記録の保存	住宅宿泊事業者への清掃記録の作成義務の賦課は、住宅宿泊事業者にとって過剰な負担とならないよう留意すべきである	法第5条の宿泊者の衛生の確保が適正に為されているかを確認する目的で定めたルールです。
55	在勤者	20	苦情等記録の保存	保存義務を賦課する場合には、保存期間を明確に定めるべきである	ご意見のとおり、現状では3年間保存の義務付けを考えております。
56	在勤者	20	苦情等記録の保存	清掃記録・苦情記録等の報告義務の賦課は、住宅宿泊事業者にとって過剰な負担とならないよう留意すべきである	千代田区では管理記録の様式を作成し、事業者が住宅宿泊事業の適正な運営を努めるよう指導していくことを考えております。